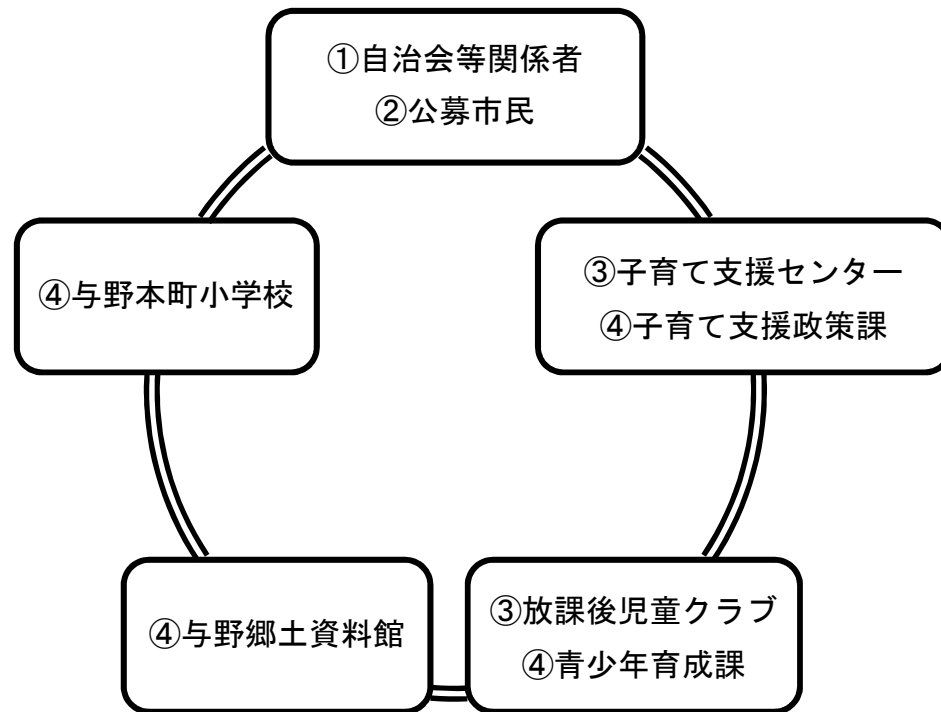


運営協議会のイメージ（案）

【資料4】
第3回運営準備協議会
令和元年8月5日

《メンバー構成》

- ① 自治会、市民団体その他の関係団体の関係者
- ② 公募による市民
- ③ 複合施設の運営に携わる民間事業者
- ④ 市職員



《運営協議会での協議事項》

- ・ 複合施設の運営に関すること
- ・ イベント等の企画の調整に関すること
- ・ 憩いの庭の花壇の管理に関すること
- ・ その他複合施設の全体調整に関すること

《運営協議会の運営方法》

- ・ 委員の任期を2～3年で設定する。
(再任する委員の通算在任期間は6年以内)
- ・ その他は運営準備協議会に準じる。